

最高裁秘書第442号

令和4年2月21日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 中 村



司法行政文書開示通知書

1月19日付け（同月21日受付、第030903号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

非常勤職員（デジタル推進室）の採用手続に関する実施要領（片面で8枚）

2 開示の実施方法

写しの送付

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）

## 非常勤職員（デジタル推進室）の採用手続に関する実施要領

### 1 採用内容

採用区分、勤務場所、職種、業務内容、応募資格、給与、採用予定期間等については、別紙の募集要項のとおり

### 2 募集方法

最高裁判所事務総局人事局総務課職員任用第一係（以下「人事局総務課職員任用第一係」という。）は、あらかじめ募集要項をウェブサイトに掲載の上、令和4年1月中旬以降、職員回覧手続、民間の人材紹介サービスへの求人手続を行う。

### 3 選考方法

(1) 選考方法は別紙の募集要項のとおり

(2) 書類選考

#### ア 内容

官職に係る能力及び適性を有するかどうか並びに業務上有することが望ましい経歴、知識又は資格に係る過去の経験の有効性についての経歴評定を行う。

#### イ 書類選考の評定者

最高裁判所事務総局情報政策課兼民事局審査官 田中 康茂

最高裁判所事務総局総務局第一課兼情報政策課専門官 渋木 紀道

#### ウ 合格者の決定

評定者は、書類選考の結果を最高裁判所事務総局人事局長（以下「人事局長」という。）に報告し、人事局長は書類選考の合格者を決定する。

### (3) 口述試験

#### ア 1次試験（オンラインの方法による）

##### （ア） 内容

人柄、性向等についての人物試験とし、オンラインの方法により個別面接を行う。

なお、評定票は別途定める。

(イ) 試験官

次の者のうち、2人とする。

最高裁判所事務総局情報政策課兼民事局審査官 田中康茂

最高裁判所事務総局情報政策課兼民事局第二課専門官 濱野裕介

最高裁判所事務総局総務局第一課兼情報政策課専門官 渋木紀道

最高裁判所事務総局総務局第一課兼情報政策課専門官 寺澤夏子

最高裁判所事務総局総務局第一課兼情報政策課専門官 猪原和也

最高裁判所事務総局総務局第一課兼情報政策課専門官 塚本朝子

(ウ) 合格者の決定

試験官は、1次試験の結果を人事局長に報告し、人事局長は1次試験の合格者を決定する。

イ 2次試験（対面の方式による）

(ア) 内容

アの1次試験合格者に対して実施し、専門的な知識、技術等について対面により個別面接を行う。

なお、評定票は別途定める。

(イ) 場所

最高裁判所

(ウ) 試験官

最高裁判所事務総局総務局参事官（主任） 西岡慶記

最高裁判所事務総局情報政策課参事官 内田曉

最高裁判所事務総局情報政策課兼民事局参事官 内田哲也

(エ) 結果の報告

試験官は、2次試験の結果を人事局長に報告する。

(4) 選考合格者の決定及び通知

人事局長は、書類選考及び各口述試験の結果を総合し、選考合格者を決定する。人事局総務課職員用第一係は、適宜の方法により、選考合格者及び選考不合格者に対して結果を通知する。

なお、合格順位が上位の者から採用の意思を確認の上、採用応諾した者を採用する。

#### 4 その他

- (1) やむを得ない事情により、本実施要領の定めによることができないときは、人事局長は、本実施要領の定めを変更することができる。
- (2) 本実施要領に定めるもののほか、実施に当たり必要な事項は、人事局長が定めるものとする。

別紙

募 集 要 項

1 採用区分

非常勤の国家公務員

2 勤務場所

最高裁判所事務総局デジタル推進室（東京都千代田区隼町4-2）

3 職種、業務内容、応募資格（※）、給与

別紙①～④のとおり

※以下に該当する者は応募できない。

- (1) 日本国籍を有しない者
- (2) 国家公務員法第38条の規定に該当する者
- (3) 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）

4 採用予定期間

令和4年4月1日（金）から令和5年3月31日（金）まで

※職務状況により任期更新の可能性もある。

5 採用予定人数

各職種につき1名程度 ※選考の結果、適任者がいない場合は採用を見合わせることがある。

6 勤務日数等

1週間当たり29時間を超えない範囲内でかつ1日当たり7時間45分を超えない範囲内で任意に定める。

7 選考方法

- (1) 書類選考
- (2) 口述試験

ア 1次試験（書類選考の合格者に対し、オンライン（Zoomミーティングの方法）により実施する。）  
イ 2次試験（1次試験の合格者に対し、対面により実施する。）

8 応募受付期間及び受付時間

(1) 受付期間：令和4年1月18日（火）から2月14日（月）まで

(2) 受付時間：午前8時30分から午後11時59分まで

9 応募方法

(1) 郵送の場合

応募者は、人事局総務課職員任用第一係宛てに電話連絡の上、履歴書を令和4年2月14日（月）午後11時59分（必着）までに、同係宛てに郵送する。

なお、履歴書には、必ず連絡先となる電話番号及びメールアドレスを明記し、写真（6か月以内に撮影したもの）を貼付する。

※複数の職種を併願することができる。この場合、郵送する履歴書は1通で足りる。

※履歴書の上部余白に応募する職種の番号を朱書きする。

なお、併願する場合は、希望する全ての職種の番号を記載する。

(2) 民間の人材紹介サービスを通じて応募する場合

当該サイトの定める方法による。

10 問合せ先

最高裁判所事務総局人事局総務課職員任用第一係

住所 〒102-8651 東京都千代田区隼町4-2

電話 03-3264-8111（内線3324）

(別紙①)

【番号1】

1 職種

DX戦略アドバイザー

2 業務内容

- ・裁判所のデジタルインフラや裁判手続のデジタル化、テレワーク環境の整備等の現状の課題を踏まえた、新たな情報通信基盤の在り方と業務見直しの検討
- ・増大する通信量を踏まえた情報通信インフラの抜本的見直し
- ・上記を踏まえ、予算の配分を含めた裁判所としての総合的な戦略策定 等

3 応募資格

(1) 必須要件

以下の①・②のいずれかと、③・④を全て満たす方

- ① 各省庁、地方自治体または民間企業のネットワークシステム（ユーザー数1,000人程度以上）に係る企画立案、構築、管理等に携わった経験を有すること（5年以上）
- ② 各省庁、地方自治体または民間企業の情報システムのクラウド化への移行もしくは新規構築に関する企画、開発に関わった業務経験を有すること
- ③ 大学卒業又は同等の教養を有し、一定の事務調整能力（文章作成能力及び関係機関との調整能力）を有すること
- ④ 当該任期を継続して勤務が可能であること

(2) 欲望要件

次の職務経験・資格を有する方が望ましい。

【職務経験】

- ・各省庁、地方自治体または民間企業におけるDXの経験
- ・業務系情報システムの企画、設計、開発、構築経験
- ・業務系情報システムの運用・保守等に係る業務経験
- ・情報システムのクラウド化への移行もしくは新規構築に関する企画、開発業務経験
- ・クラウド化された情報システムの運用・保守等の業務経験
- ・AWS又はMicrosoft Azureを用いた情報システムの構築に関わった業務経験

【資格】

- ・情報処理技術者資格のうち、応用情報処理技術者試験若しくは高度試験又はこれらに相当する試験合格資格
- ・ITスキル標準V3「ITアーキテクト」レベル5、「ITスペシャリスト」レベル5以上相当の資格

4 給与

年収約1,160万円～800万円

※これまでの経験等を考慮の上、国家公務員の給与規程（一般職の職員の給与に関する法律等）に基づき決定する。また、同規程等の定めるところにより、諸手当が支給される。

(別紙②)

【番号2】

1 職種

情報セキュリティ対策アドバイザー

2 業務内容

- ・裁判所の持つ情報システムにおける統一的なセキュリティ基準の検討
- ・裁判所のデジタルインフラの現状や裁判手続のデジタル化、テレワークの導入を踏まえたセキュリティポリシーの見直し
- ・情報セキュリティに関する職員のリテラシー向上に向けた企画立案 等

3 応募資格

(1) 必須要件

以下の①・②のいずれかと、③・④を全て満たす方

- ① 各省庁、地方自治体または民間企業のネットワークシステム（ユーザー数1,000人程度以上）に係る企画立案、構築、管理等に携わった経験を有すること（5年以上）
- ② 各省庁、地方自治体または民間企業の情報システムのクラウド化への移行もしくは新規構築に関する企画、開発に関わった業務経験を有すること
- ③ 大学卒業又は同等の教養を有し、一定の事務調整能力（文章作成能力及び関係機関との調整能力）を有すること
- ④ 当該任期を継続して勤務が可能であること

(2) 欲望要件

次の職務経験・資格を有する方が望ましい。

【職務経験】

- ・各省庁、地方自治体または民間企業におけるCISO又はこれに準じるセキュリティリーダー等の経験
- ・業務系情報システムの企画、設計、開発、構築経験
- ・業務系情報システムの運用・保守等に係る業務経験
- ・情報システムのクラウド化への移行もしくは新規構築に関する企画、開発業務経験
- ・クラウド化された情報システムの運用・保守等の業務経験
- ・AWS又はMicrosoft Azureを用いた情報システムの構築に関わった業務経験

【資格】

- ・情報処理技術者資格のうち、応用情報処理技術者試験若しくは高度試験又はこれらに相当する試験合格資格
- ・ITスキル標準V3「ITアーキテクト」レベル5、「ITスペシャリスト」レベル5以上相当の資格

4 給与

年収約1,160万円～800万円

※これまでの経験等を考慮の上、国家公務員の給与規程（一般職の職員の給与に関する法律等）に基づき決定する。また、同規程等の定めるところにより、諸手当が支給される。

(別紙③)

【番号3】

1 職種

プロジェクトマネージャー（クラウド移行）

2 業務内容

- ・既存システムのクラウド移行について全体最適化の観点からの企画立案
- ・データセンタの共通機能のクラウド移行検討に関する計画の策定
- ・個別システムのクラウド移行支援
- ・裁判所組織としてのクラウド利用基準、クラウドサービスの選定基準の検討 等

3 応募資格

(1) 必須要件

以下の①・②のいずれかと、③・④を全て満たす方

- ① 各省庁、地方自治体または民間企業のネットワークシステム（ユーザー数1,000人程度以上）に係る企画立案、構築、管理等に携わった経験を有すること（5年以上）
- ② 各省庁、地方自治体または民間企業の情報システムのクラウド化への移行もしくは新規構築に関する企画、開発に関わった業務経験を有すること
- ③ 大学卒業又は同等の教養を有し、一定の事務調整能力（文章作成能力及び関係機関との調整能力）を有すること
- ④ 当該任期を継続して勤務が可能であること

(2) 領歎要件

次の職務経験・資格を有する方が望ましい。

【職務経験】

- ・業務系情報システムの企画、設計、開発、構築経験
- ・業務系情報システムの運用・保守等に係る業務経験
- ・情報システムのクラウド化への移行もしくは新規構築に関する企画、開発業務経験
- ・クラウド化された情報システムの運用・保守等の業務経験
- ・AWS又はMicrosoft Azureを用いた情報システムの構築に関わった業務経験

【資格】

- ・情報処理技術者資格のうち、応用情報処理技術者試験若しくは高度試験又はこれらに相当する試験合格資格
- ・ITスキル標準V3「ITアーキテクト」、「ITスペシャリスト」レベル4以上相当の資格

4 給与

年収約870万円～500万円

※これまでの経験等を考慮の上、国家公務員の給与規程（一般職の職員の給与に関する法律等）に基づき決定する。また、同規程等の定めるところにより、諸手当が支給される。

(別紙④)

【番号4】

1 職種

プロジェクトマネージャー（アプリ開発・UI／UXデザイン）

2 業務内容

- ・各事務分野のシステム開発支援
- ・IT化後の事務フロー検討（BPR）
- ・各事務分野のシステム開発におけるユーザーインターフェースの検討、デザイン  
(一般国民の利用を前提とした分かりやすいユーザーインターフェースの構築) 等

3 応募資格

(1) 必須要件

以下の①・②のいずれかと、③・④を全て満たす方

- ① 各省庁、地方自治体または民間企業のネットワークシステム（ユーザー数1,000人程度以上）に係る企画立案、構築、管理等に携わった経験を有すること（5年以上）
- ② 各省庁、地方自治体または民間企業の情報システムのクラウド化への移行もしくは新規構築に関する企画、開発に関わった業務経験を有すること
- ③ 大学卒業又は同等の教養を有し、一定の事務調整能力（文章作成能力及び関係機関との調整能力）を有すること
- ④ 当該任期を継続して勤務が可能であること

(2) 領迎要件

次の職務経験・資格を有する方が望ましい。

【職務経験】

- ・業務系情報システムの企画、設計、開発、構築経験
- ・業務系情報システムの運用・保守等に係る業務経験
- ・情報システムのクラウド化への移行もしくは新規構築に関する企画、開発業務経験
- ・クラウド化された情報システムの運用・保守等の業務経験
- ・AWS 又は Microsoft Azure を用いた情報システムの構築に関わった業務経験

【資格】

- ・情報処理技術者資格のうち、応用情報処理技術者試験若しくは高度試験又はこれらに相当する試験合格資格
- ・ITスキル標準V3「ITアーキテクト」、「ITスペシャリスト」レベル4以上相当の資格
- ・デザイン系またはアート系の学士号または修士号、もしくはこれに準ずる資格

4 給与

年収約870万円～500万円

※これまでの経験等を考慮の上、国家公務員の給与規程（一般職の職員の給与に関する法律等）に基づき決定する。また、同規程等の定めるところにより、諸手当が支給される。